ver_SC20260901

すまいる知立
指定居宅介護支援事業所
（ケアマネージメント）

重要事項説明書

有限会社カギヤグループ
すまいる知立　指定居宅介護支援事業所

【 目 次 】

< 目次 > 1 ページ

< 重要事項説明書同意：ご契約者様、代理人、当事業者の定義および交通費の確認と同意 > 2 ページ

第 1 条（重要事項説明書について） 3 ページ
- 第 1 項（総則） 3 ページ
- 第 2 項（重要事項説明書の保管） 3 ページ
- 第 3 項（サービスの概要） 3 ページ

第 2 条（当事業者について） 3 ページ
- 第 1 項 （当事業者を運営する法人の概要） 3 ページ
- 第 2 項 （当事業者の概要） 3 ページ
- 第 3 項 （当事業者のサービス提供の実施地域及び営業時間について） 3 ページ
- 第 4 項 （ご契約者様への訪問頻度の目安について） 4 ページ
- 第 5 項 （当事業者の職員の体制について） 4 ページ
- 第 6 項 （当事業所が提供するサービスについて） 4 ページ
- 第 7 項 （サービスの利用に関する留意事項について） 5 ページ
- 第 8 項 （当事業所の居宅サービス計画の利用状況について） 5 ページ
- 第 9 項 （身分証等の提示について） 6 ページ
- 第 10 項（個人情報の取り扱いについて） 6 ページ
- 第 11 項（虐待の防止について） 6 ページ
- 第 12 項（感染症予防および蔓延防止について） 6 ページ
- 第 13 項（事故発生時の対応について） 7 ページ
- 第 14 項（業務継続計画について） 7 ページ
- 第 15 項（苦情について） 7 ページ
- 第 16 項（第三者機関の設置について） 7 ページ

第 3 条（利用料金と支払い方法について） 8 ページ
- 第 1 項（報酬について） 8 ページ
- 第 2 項 (加算について) 9 ページ
- 第 3 項（交通費について） 10 ページ
- 第 4 項（申請代行について） 10 ページ
- 第 5 項（解約料について） 10 ページ

【 重 要 事 項 説 明 書 】

当事業所はご契約者様に対し、居宅介護支援サービスを提供するうえで、当事業所の概要や提供されるサービスの内容及び契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明させていただきました。この重要事項説明書に基づき、当事業者から居宅サービスについて重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始と個人情報の利用目的に対し同意した場合は下の「説明日」「ご契約者様」「代理人」（必要な場合に限る）

説明日　　西暦　　年　　月　　日

ご契約者様

氏名　：

住所　：

連絡先　：

交通費　：　なし　あり　（概算片道請求額：　　円）

代理人

氏名又は法人名　：　　印　□代理人確認証提示種別
（法人は捺印も必要）　（　　）

ご契約者様との関係　：

住所又は所在地　：

連絡先　：

当事業者

事業者名　：　すまいる知立指定居宅介護支援事業所

所在地　：　〒472-0053　愛知県知立市南新地 1-1-3

連絡先　：　0566-85-2500

説明者　：　すまいる知立指定居宅介護支援事業所（　担当：　　）

管理者名　：　福嶋 順

□ 第１条（重要事項説明書について

１（総則

当事業所はご契約者様に対し、指定居宅介護支援サービスを提供します。当事業所の概要や契約内容、提供されるサービスの内容で、ご注意いただきたいことを本重要事項説明書を基にご説明します。

２（重要事項説明書の保管）

当事業者は、重要事項説明書を２通作成し、 当事業者とご契約者様の同意のうえ、各１通を各自保管します。

３（サービスの概要 ）

ご契約者様が居宅での介護サービスや、その他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次の①～③のサービスを主に実施します。ただし、次項のサービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

① ご契約者様の心身の状況やご契約者様及びそのご家族様等の希望をお伺いし、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
② ご契約者様の居宅サービス計画に基づくサービスの提供が適切であるかモニタリングを行います。
③ 必要に応じ、当事業者とご契約者様双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

□ 第２条（当事業者について）

１（当事業者を運営する法人の概要）

① 運営法人名　有限会社カギヤグループ
② 法人所在地　知立市南新地一丁目１番地３
③ 電話番号　0566-85-2420
④ 代表者氏名　代表取締役　小野　晋平
⑤ 設立年月日　1991 年２月 25 日
⑥ 当事業者を運営する法人が行っている他の業務

［訪問介護］　2000 年４月１日　事業所番号　2374400162
［デイサービス］　2005 年４月１日　事業所番号　2373001789
［ショートステイ］　2005 年４月１日　事業所番号　2373001805
［有料老人ホーム］　2005 年４月１日　事業所番号　2373001524

２（当事業者の概要）

① 事業所の種類　指定居宅介護支援事業所
② 事業の目的　要介護状態にあるご契約者様対し、適正で笑顔ある居宅介護支援を提供することを目的とします。
③ 事業所の名称　すまいる知立指定居宅介護支援事業所
事業所番号　2374400170
④ 事業所の所在地　知立市南新地一丁目１番地３
⑤ 電話番号　0566-85-2500 （ガイダンス１番）
⑥ 開設年月　2000 年４月１日

３（当事業者のサービス提供の実施地域及び営業時間について）

① 通常の事業の実施地域内　知立市
通常の事業の実施地域外　知立市以外（交通費が発生する場合があります）
② 営業日及び営業時間
営業日　月曜日～金曜日 の ９時～17 時まで
定休日　土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～１月３日）

③　営業時間外の対応（24 時間対応）
下の電話番号または WEB サイトお問い合わせフォームからお問い合わせができます。
お問い合わせがお急ぎでない場合は、営業時間内のお問い合わせにご協力ください。

すまいる知立指定居宅介護支援事業　　Tel　0566-85-2500（夜間転送）
すまいる総合案内 WEB サイトお問い合わせフォーム　　https://smile-care.me/info.php

4（ご契約者様への訪問頻度の目安について）
ご契約者様の要介護認定有効期間中、少なくとも１月に１回はご契約者様へ訪問をさせていただきます。

5（当事業者の職員の体制について）
指定居宅介護支援を提供する職員として、以下の職員を配置しています。

職種	常勤	非常勤	勤務の内容
管理者 （主任介護支援専門員と兼務）	1		他職員の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
主任介護支援専門員	1		介護支援専門員の助言や指導役、地域包括ケアシステム構築の実践を行う。
介護支援専門員	1 以上	0	居宅介護支援業務を行う。

6（当事業所が提供するサービスについて）
当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

①　居宅サービス計画の作成について
ご契約者様のご家庭を訪問し、ご契約者様の心身の状況、置かれている環境等を把握し、ご契約者様、ご家族様等のご希望を踏まえつつ、公正に居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮し、居宅サービス計画を作成します。

②　居宅サービス計画の実施について

・ご契約者様及びその家族様等、各居宅サービス提供事業者と、当事業所との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施をモニタリングします。

・居宅サービス計画の目標に沿って適切にサービスが提供されるよう各事業者と連絡調整を行います。

・ご契約者様の意思を踏まえて、必要な場合には、要介護認定の更新申請等の必要な援助を行います。

③　居宅サービス計画の変更について
ご契約者様が居宅サービスの変更を希望した場合、または当事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、当事業者とご契約者様の双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④　ご契約者様によるサービスの選択と同意について
ご契約者様の心身の状況や置かれている環境等に応じ、ご契約者様の選択に基づき、適切なサービスを各居宅サービス提供事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、連携に努めます。

・当事業所はご契約者様の意思及び人格を尊重し、常にご契約者様の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は事業所に不当に偏することがないよう公正に行い、当事業所は複数の居宅サービス提供事業者を紹介することができます。

・ご契約者様は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス提供事業者などの選定理由について説明を求めることが出来ます。

・当事業所がご契約者様に、サービスをご提案する場合は、選定の理由を文書と口頭でご説明いたします。

7（サービスの利用に関する留意事項について）

① 介護支援専門員の選任について
サービス提供を行う介護支援専門員について、サービス提供時に、当事業所が担当の介護支援専門員を選任します。

② 介護支援専門員の交替について
当事業所の都合により、介護支援専門員を交代する場合があります。介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者様に対しサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。また、選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情やその他交替する理由を明らかにしていただき、当事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者様から特定の介護支援専門員の指名をすることはできません。

③ 介護保険被保険者証について
サービス提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。また、ご契約者様が要介護認定を受けていない場合は、ご契約者様の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行い、要介護認定の更新の申請が、有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう必要な援助を行うものとします。

④ 入院等について
病院等に入院しなければならない場合は、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先をお伝えいただくようご協力をお願いします。

8（当事業所の居宅サービス計画の利用状況について）

① 前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合をご案内します。

訪問介護	30.8%
通所介護	48.4%
地域密着型通所介護	-%
福祉用具貸与	58.7%

② 前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合をご案内します。

訪問介護	
すまいる知立指定訪問介護事業所	50.5%
特定非営利法人　仁　訪問介護サービス	7.9%
ヴィラトピア知立ホームヘルパー派遣事業所	7.3%

通所介護	
すまいる駒場デイサービスセンター	36.2%
おんじぃのへや	11.9%
コンパスウォーク知立	10.5%

地域密着型通所介護	

福祉用具貸与	
フランスベッドメディカルケアサービス	29.2%
（株）ヤマシタ	19.1%
東海エイド	11.9%

判定期間　■ 前期（３月１日～８月末）　□ 後期（９月１日～２月末）

9（身分証等の提示について）

当事業者の介護支援専門員は身分証明書を携行し、ご契約者様様及びご家族様等に初対面する場合や求められた場合に身分証等の提示を行います。

10（個人情報の取り扱いについて）

当事業者が取得したご契約者様に関する情報は、その重要性を認識し、個人情報に関する法律などを遵守して徹底した個人情報保護をはかります。

・当事業者の介護支援専門員及びその他の従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得たご契約者様及びご家族様等の秘密を漏らすことはありません。また、当事業者を退職した後においても同様とします。

・当事業者の介護支援専門員及びその他の従事者は、ご契約者様及びご家族様等から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいてご契約者様及びご家族様等の個人情報を用いることはありません。

11（虐待の防止について）

当事業者は、ご契約者様の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置をおこないます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
　虐待防止に関する責任者　　（主任介護支援専門員　福嶋　順）
② 成年後見制度の利用を支援しています。
③ 虐待の防止のための指針を整備しています。
④ 当事業者内に虐待防止委員会を設置し、定期的な会議の開催をしています。
⑤ 虐待を発見した場合に迅速に対応できるようチャートシート（マニュアル）の整備
⑥ 全ての従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施

12（感染症予防および蔓延防止について）

当事業者は、感染症予防および蔓延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置をおこないます。

① 感染症予防および蔓延防止に関する責任者を選定しています。
　感染症予防および蔓延防止に関する責任者　　（主任介護支援専門員　福嶋　順）
② 感染症予防および蔓延防止のための指針を整備しています。
③ 当事業者内に虐待防止委員会を設置し、定期的な会議の開催をしています。
④ 感染症発生時に迅速に対応できるようチャートシート（マニュアル）の整備
⑤ 全ての従業者に感染症予防および蔓延防止に対する啓発･普及するための研修を実施

１３（事故発生時の対応について）
事故発生時には、当事業所の定めたチャートシート（マニュアル）に照らし合わせ、当事業所に事故対応委員会を設置等を含め、関係各所に適宜報告できるよう敏速な対応に努めます。

１４（業務継続計画について）
当事業所は、大規模災害や新たな感染症が発生した場合でも、ご契約者が継続して、当事業所の居宅介護支援サービスの提供を受けられるように業務継続計画を作成し、その計画に沿って必要な物品の備蓄や優先する項目を実行できるように必要な研修および訓練を実施します。

１５（苦情について）
当事業者は、当事業所の定めたチャートシート（マニュアル）を活用し、ご契約者様に対する苦情を適宜、受け付けています。

○苦情受付窓口

・すまいる知立　指定居宅介護支援事業所
　主たる苦情の担当者　　主任介護支援専門員　福嶋　順
　Tel　　0566-85-2500
　受付時間　　平日（月曜日～金曜日）の 9 時～ 17 時まで（12 時～ 13 時を除く）
　※但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 1 月 2 日・3 日並びに 12 月 29 日から同 31 日までの日を除く

○行政機関その他苦情受付機関

・知立市役所　長寿介護課　介護保険係
　Tel　　0566-95-0122
　受付時間　　月曜日～金曜日の 8 時 30 分～ 17 時 15 分まで
　土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～ 1 月 3 日）は市庁舎閉庁日

・愛知県国民健康保険団体連合会　介護福祉室　苦情調査係
　Tel　　052-971-4165
　受付時間　　平日（月曜日～金曜日）の 9 時～ 17 時まで（12 時～ 13 時を除く）
　※但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 1 月 2 日・3 日並びに 12 月 29 日から同 31 日までの日を除く

16（第三者機関の設置について）
当事業者の定める第三者機関の設置は次のとおりです。
・第三者機関の設置無し

□　第３条（利用料金と支払い方法について）

1（報酬について）
要介護認定された方は、介護保険で全額給付されますので自己負担はありません。
ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、一旦厚生労働大臣の定める基準の料金を頂きます。当事業所からサービス提供証明書を発行いたしますので、このサービス提供証明書を、後日お住まいの区市町村の窓口に提出して下さい。後日全額払い戻しを受けることができます。
また、利用料には、地域加算５級地（知立市）の 10.70 を乗じます。

介護給付費単位数	要件	該当	単位数
居宅介護支援費（I）	介護支援専門員 1 人あたりの担当件数が 1 ～ 44 件	要介護 1～2 要介護 3～5	1086 単位 1411 単位
居宅介護支援費（II）	介護支援専門員 1 人あたりの担当件数が 45 ～ 59 件	要介護 1～2 要介護 3～5	544 単位 704 単位
居宅介護支援費（III）	介護支援専門員 1 人あたりの担当件数が 60 件以上	要介護 1～2 要介護 3～5	326 単位 422 単位

介護給付費単位数	要件	該当	単位数
特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等（指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与が対象）	要介護 1～5	1 月あたり 200 単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 ＊運営基準減算が２月以上継続している場合算定できない	要支援 1～2 要介護 1～5	基本単位数の 50%に減算（100% 減算）

２（加算について）
当事業所をご利用にあたり居宅支援事業の介護報酬に設けられた各加算をいただく場合があります。
要介護認定された方は、介護保険で全額給付されますので自己負担はありません。

介護給付費単位数（加算）	要件	単位数
初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
通院時情報連携加算	医師の診察を受ける際に同席し、医師等に心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等からご契約者様に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録した場合	50 単位
入院時情報連携加算（I）	病院又は診療所に入院した当日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250 単位
入院時情報連携加算（II）	病院又は診療所に入院してから３日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位
退院・退所加算（I）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員からご契約者様に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により１回受けていること	450 単位
退院・退所加算（I）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員からご契約者様に係る必要な情報提供をカンファレンスにより１回受けていること	600 単位
退院・退所加算（I）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員からご契約者様に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位
退院・退所加算（II）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員からご契約者様に係る必要な情報提供を２回受けており、うち１回はカンファレンスによること	700 単位
退院・退所加算（III）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員からご契約者様に係る必要な情報提供を３回以上受けており、うち１回はカンファレンスによること	900 単位
ターミナルケア マネジメント加算	在宅で死亡したご契約者様に対して死亡日及び死亡日前 14 日以内に２日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定	400 単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共にご契約者様の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位

3（交通費の費用について）
ご契約者様の居宅が、通常の事業の実施地域外の場合、交通費を実費として請求する場合があります。請求に該当するご契約者様は、本重要事項説明の際に概算片道請求額をご案内させていただきます。

交通費（実費）	
自動車を使用した場合	通常の事業の実施地域から　　5km 未満　1 回 500 円 5km 以上から 1km 増すごとに 100 円増
公共交通機関を 使用した場合	公共交通機関に関わる移動にあてた全ての費用

請求方法と支払い方法（実費分）	
交通費の請求方法	その他の費用の利用月ごとに計算しご請求いたします。 ご請求書は、ご利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までにご契約者様宛に送付します。
交通費のお支払い方法	A・B いづれかのお支払い方法を事前にお選びいただくことができます。 A 当事業者指定口座への振り込み B ご契約者様指定口座からの自動振替 お支払いの確認がとれましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。

4（申請代行について）
要介護認定の申請代行料金は無料です。

5（解約料について）
ご契約者様はいつでも契約を解約することができ、料金はかかりません。